

スルニハ

事業不振ニハ會社ノ合併ニ對シテ豫備金ノ一部ニ多額預金
取ニ對シテ豫備金ノ一部ニ對シテ支給スルニハ

豫備金三ヶ月以上ノ蓄ニハ日給二十日分

ト 會社ノ合併ニ對シテ豫備金ノ一部ニハ

要求書第一ニ對シテ

十一月十二日 會社ノ要求書ニ對シテ回答ス

十一月十一日 交替日付日

會社ノ合併ニ對シテ豫備金ノ一部ニハ

十一月十日 要求書提出ノ同日ニ營業豫備金ニ對シテ

豫備金

以上

一四 半末賞與ニ半限賞與ニ對シテ豫備金ニ對シテ

一三 今回ノ豫備金ニ對シテ豫備金ノ一部ニ對シテ

(一) 勤続三ヶ月以上ノ者ニハ日給四十日分

別ニ豫告手當及内規手當ヲ支給スベシ

(二) 工場法ニ規定セル歸國旅費ヲ支給スベシ

(三) 民法上ノ規定ニヨル豫告手當ヲ支給スベシ

要求書第二ニ對シテ

一六

ニ 毎月皆勤賞與ヲ支給スベシ

技工組長 日給三日分 助手見廻 二日分

平男女工 一日分 請負職工ニ對シテ假定日

給額ヲ以テス

三

四

五 實行中ナリ

六